

【チェコの運転免許証への切替え手続き】

2024年6月

2024年1月1日施行のチェコ改正道路交通法により、日本の運転免許証とチェコの運転免許証の切替え（交換）制度が大幅に変更となりました。現在実施されている制度については次のとおりですが、具体的な手続きや運用については各自治体で異なることもあるため、詳細は切替え手続きを行う各自治体に直接ご確認願います。

1 現在実施されている制度

(1) 対象者

日本の運転免許証所持者でチェコにおける長期滞在ビザ・長期在留許可を取得後、185日を経過している者

(注) 長期滞在ビザ・許可を取得後、1年目の年末までに185日を経過しない場合、翌年1月1日に一旦リセットされ、同日以降、185日経過後に切替え可能となる

(2) 交換窓口

住居地を管轄する地方自治体

(3) 必要書類等（詳細は各自治体にご確認ください）

- ・有効な日本の運転免許証
- ・有効な国外運転免許証または当館が発行する運転免許証抜粋証明（[当館HP](#)）
- ・チェコにおける長期滞在ビザ・長期在留許可及び住居を証明する書類等
- ・診断書（医療機関を受診して運転免許用のものを入手）
- ・手数料

2 切替え後の日本の運転免許証について

各自治体で運転免許証の切替え（交換）をした場合、日本の運転免許証を①自治体で保管するか②在チェコ日本大使館で保管するかを選択することができます。当館での保管を選択された場合、運転免許証はチェコ運輸省経由で当館に届きますので（期間は各自治体によって異なります）、当館では届き次第、在留届を提出されている方には登録情報に基づきメール等にて返還手続きをご案内しています。

※ 在留届は[オンライン](#)による届け出も可能ですので必ず提出願います

なお、EU諸国が発行する運転免許証と、EU諸国以外の第三国の運転免許証を二重に所持することは、EU規則により禁止されています。当館では、運転免許証は重要な身分証明書として日本で用いられているという事情を考慮して返還していますが、チェコと日本の運転免許証を同時に携行しないようくれぐれもご注意ください。

3 チェコの運転免許証切替えまでの運転について

日本の運転免許証からチェコの運転免許証に切り替えるまでの間は、チェコ国内運転免許証を新規に取得する場合を除き、有効な国外運転免許証またはチェコ国内で有効な他国の運転免許証がなければ運転できません。当館が発行する運転免許証抜粋証明（チェコ語で記載）では運転できませんので、くれぐれもご注意ください。